

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第7号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）<u>第3条第2項</u>に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び<u>同項</u>に規定する帰国した被害者であってその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子又は孫が北朝鮮内に留まっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(13)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により、公共職業能力開発施設の行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第1項の規定に基づく認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）及び職場適応訓練（以下「公共職業訓練等」と総称する。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(11) [略]</p> <p>(12) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）<u>第2条第1項第5号</u>に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して10年を経過していないもの及び<u>同号</u>に規定する帰国した被害者であってその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子又は孫が北朝鮮内に留まっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(13)～(16) [略]</p> <p>2～4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。